

「過去の被害を救済」という勧誘にご用心！

2013年10月15日号

過去に未公開株や社債、ファンド型投資商品で被害に遭った人に対し、公的機関や弁護士を名乗り「被害回復ができる」と話を持ちかけ、手数料などをだまし取ろうとする手口が増えています。また過去に、原野商法で被害に遭った人に対し「買い手が見つかった」などと勧誘し、測量サービスや管理調査の契約、さらには新たな土地購入をせまる手口も増加しています。

支払い方法については、高額の振り込みは窓口で怪しまれるため、現金を直接受け取りに来たり、宅配便で送らせるなどの手法が特徴的です。

このように被害回復を「うたう」電話や手紙が来ても容易に信用することは絶対に避け、消費生活センターへご相談してください。